

米国年金

米国年金について別紙送付致します。

1. 新聞記事
2. 日本側の合衆国年金の請求申出書
3. 私の取り扱い経緯

2006年10月27日 合衆国年金の請求申出書を社会保険事務所に提出

2007年2月26日 Manilaより 英文申請書到着

2007年4月4日(私の誕生日) Manilaへ英文申請書発送

2007年8月5日 Social Security Administration
Baltimore, Maryland U. S. A. より
July 30, 2007 日付の書類到着
内容: 2006年12月を始まりとする、SSからの年金の権利を
あなたが得られた事をお知らせします。

あなたの最初の小切手は US \$XXXX
これは、2007年6月までのあなたへの支給金額です。

次の予定支払い額US \$XXXは2007年7月分で、
2007年8月3日あたりに受け取れます。

2007年8月5日 指定銀行より外為入金のお知らせあり。

2008年1月 2008年に支給される月額のお知らせ
2009年1月 2009年に支給される月額のお知らせ
2009年12月 2010年に支給される月額のお知らせ

4. 妻の年金

- 1) 妻は2009年3月11日62歳になり、妻の年金について何らかの通知があるのではと待機。
2007年2月の私の申請書には妻についての詳細を記述しているため。
しかし、何の連絡もなし。
- 2) 2009年5月 INSTRUCTION FOR COMPLETING FORM SSA-7162-OCR-SM
(身上調書的な書類)を受け取り提出。60日以内に提出の注書あり。

8月には締め切られ、その後内容調査されて早ければ10月、遅くとも12月には何らかの
連絡があるものと待っていたが連絡なし。
- 3) 2009年12月21日 アメリカ社会保障庁マニラ事務所コールセンターに電話(フリーダイヤル)
担当者は1月5日まで休暇の回答あり。日本語での対応。月、水、金のみ
- 4) 2010年1月6日 マニラ事務所へ電話。
詳細の質問があった後、1月8日(金)午前9時に担当者から妻あて電話し、妻に
インタビューするとの回答あり。

8日の結果はまたお知らせします。

以上

《アメリカ年金の仕組み等について》

○ アメリカの年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある方が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金を受けることができます。

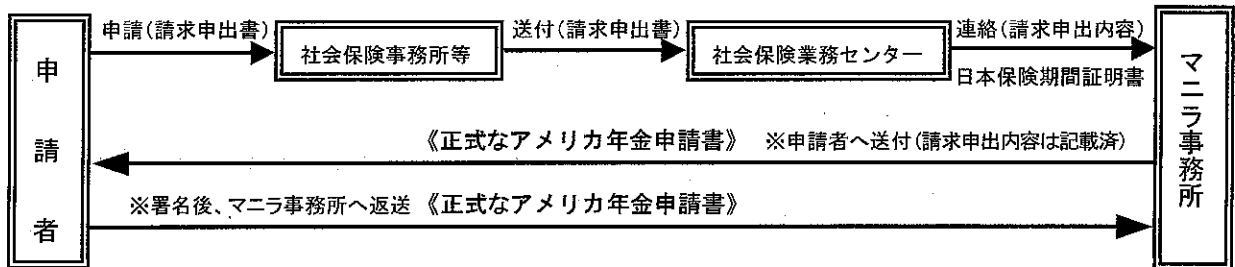
○ 通算によるアメリカ年金の申請は、社会保険事務所や年金相談センターの窓口で行うことができます。（共済組合員等期間がある方は、各共済組合の窓口でも行うことができます。）

注）アメリカの老齢年金の申請手続きが受給権発生から6ヶ月以上経過した場合、年金自体が受けられなくなるわけではありませんが、時効が適用され、遡りはこの請求申出書を提出した日から6ヶ月前の年金までしか認められていませんので、ご注意ください。（遺族年金では6ヶ月、障害年金では12ヶ月）

《この申出書を提出するに当たって》

この申出書は、あなたのアメリカ年金の請求申出内容を、アメリカ社会保障庁（マニラ事務所）あて連絡するためのものです。後日、記入していただいた住所に、マニラ事務所より正式なアメリカ年金申請書が返信用封筒と共に送付されますので、その申請書に必要な事項等を記入及び署名のうえ、マニラ事務所あて直接返送していただくこととなります。この送料は自己負担となります。

請求申出に際しては、請求申出書の記入内容、添付書類及び日本保険期間証明書（社会保険業務センターで作成）が、マニラ事務所に送付されます。なお、請求申出書の提出後には、マニラ事務所の日本語を話せる職員から請求内容の確認等のための電話がかかってくる場合があります。



《記入上の注意》

- ・「氏名」及び「住所」は、カタカナ及びローマ字ブロック体で正確に記入してください。
- ・「生年月日」は、西暦で記入してください。
- ・「性別」は、該当する欄に☑印をつけてください。
- ・「合衆国社会保障番号」は、9ケタの数字を記入してください。
- ・「基礎年金番号」は、10ケタの数字を記入してください。
- ・「被保険者との続柄」は、被保険者からみた続柄を記入してください。

【A欄について】

- ・今回請求するアメリカ年金の種類に☑印をつけてください。

【B欄について】

- ・⑦については、記入していただいた番号に基づいて、社会保険業務センターにおいて日本保険期間証明書の作成をいたします。不明の場合には、作成することができない場合がありますので、必ず記入してください。
- ・⑧については、日本の年金加入期間の有無について、該当する欄に☑印をつけてください。
- ・⑨については、共済組合員等の期間がある方は、該当する共済組合制度（国家公務員共済組合法（国共）、地方公務員等共済組合法（地共）、または、私立学校教職員共済法（私学））に☑印をつけて、当該勤務先の名称を記入してください。

【C欄について】

- ・押印は、申請者が自ら署名する場合には不要です。
- ・申請者が被保険者自身の場合は、①氏、②名、③住所及び④電話番号に記入してください。（⑤～⑧の記入は不要です。）

【D欄について】

- ・子については、未婚であり、かつ18歳未満の子または22歳前に障害の状態になった子について記入してください。

【必要な添付書類】

- ・戸籍抄本またはパスポートの写し（被保険者に扶養される配偶者または子がいる場合、または、遺族年金の請求申出の場合は、戸籍謄本。）
- ・年金手帳または年金証書の写し
- ・社会保障番号を確認することができるもの（ソーシャル・セキュリティ・カード等）の写しをお持ちの場合は添付してください。

